

新座都市計画道路3・4・1号保谷朝霞線 都市計画変更素案説明会開催結果について

- 1 開催日時
- | | | |
|-----|-------------|-------------|
| 1回目 | 令和元年9月8日(日) | 10:00~11:30 |
| 2回目 | 〃 | 14:00~15:30 |
| 3回目 | 令和元年9月9日(月) | 19:00~20:30 |

- 2 場 所 新座市立八石小学校 体育館

- 3 参加人数
- | | |
|-----|------|
| 1回目 | 139名 |
| 2回目 | 43名 |
| 3回目 | 60名 |

- 4 説明内容
- ・路線概要及びこれまでの経緯
 - ・地域の現状と課題、目的
 - ・都市計画変更の基本的な考え方
 - ・都市計画変更素案の概要
 - ・今後の進め方

5 主な質疑応答

【①道路計画・交通量に関すること】

Q：調布保谷線からどれだけの交通が流入するのか。

A：保谷朝霞線を4車線で整備した場合、調布保谷線と接続する部分での交通量は29,000台/日という予測になり、4車線の容量であれば混雑はしないものと考えております。

Q：前回の説明会における予測交通量と比較すると、今回の交通量は減少しているがなぜか。今後も交通量は減少していく中で、27m4車線ではなく、20m2車線の整備で足りるのではないのか。

A：将来交通量は国が示すその時点での最新のデータに基づき算出しています。

それに加えて、県においても将来の道路整備状況を想定するなど、その時点における最新のデータや条件で交通量を予測しております。このため、過去お示しした交通量とは数字が変わっています。

車線数については、最新の予測交通量を県の道路の設計基準に照らし合わせると2車線では混雑が見込まれるため、4車線が必要です。また、生活道路への通過交通流入抑制など整備の目的を満たすためにも、保谷朝霞線で混雑が生じないよう4車線27mでの整備が必要と考えております。

Q：保谷朝霞線が災害時における緊急輸送道路としての役割があるとのことだが、放射7号線は18mで緊急輸送が可能と説明している。また、過去の被災事例を例に挙げれば、12m以上の道路であれば延焼防止の役割を果たすようになっている。県が説明した27m4車線が必ずしも延焼防止や緊急輸送道路の役割に適しているとは思わない。県はどのように考えているのか。

A：実際に18mの道路で緊急輸送道路として指定しているところもございます。緊急輸送道路や延焼遮断機能だけを理由に27mの道路を計画しているということは考えておりません。交通量や様々な整備の目的から4車線27mの道路が必要と考えております。

Q：産業道路以外の交差道路の渋滞対策（右折レーン整備）はどのように考えているのか。

A：保谷朝霞線と現在事業中の放射7号線の整備により、新たな道路に交通が移り、保谷志木線や練馬所沢線の交通量は減少するものと予測しております。そのため、これらの道路との交差部は右折レーンなしでも交通処理が可能と考えております。

Q：高低差箇所の最大勾配は。また、雨水対策はどのように考えているのか。

A：最大勾配は概ね6%を想定しております。雨水排水については、事業実施時の設計で市と協議のうえ決定します。

Q：交通量の予測年次である令和12年度というのは全線開通年次を示しているのか。

A：国の最新データで示される最も将来の交通量データが令和12年度のものであるため、その年次で予測を行っております。

【②安心・安全に関すること】

Q：保谷朝霞線の整備に伴い生活道路が分断され、高齢者や子供達が安全に通行できるのか。

A：横断箇所や横断方法は通学路など現在の地域の利用状況を踏まえて、本日お示した箇所です。地域の方々の御意見も踏まえ、引き続き協議を行ってまいります。

【③事業費に関すること】

Q：保谷朝霞線の全体事業費はどのくらいか。

A：産業道路以北について現在、都市計画変更に向けてルートや構造物の検討中であることから、現時点では全体の詳細な事業費はお示しできません。参考として県の街路事業で同規模の4車線道路を整備した実績からすると、概ね1キロあたり100億円程度を目安としております。

<補足>産業道路以南の事業費について

今回都市計画変更素案をお示した産業道路以南（都県境～産業道路）については、事業費

の8割以上を占める用地費および補償費が土地評価や物件調査を行わないと明確に算定できないため、事業費に幅は出てしまいますが、概算で推定すると100～150億円程度と見込んでおります。

【④スケジュールに関すること】

Q：完成までの具体的なスケジュールを教えてください。

A：都市計画変更については、令和元年度末の決定告示を目標に進めます。告示後は速やかに国の事業認可を取得して事業着手し、用地測量にあたっての説明会を開催する予定です。

完成時期は現時点で定まっておりませんが、例えば現在事業中の放射7号線では500メートルから1キロメートルの区間ごとに7年から10年という期間を定めて進めておりますので、保谷朝霞線についても、区間ごとに一定の期間を定めて、着実に事業を進めてまいります。

Q：移転のスケジュール等の関係で、用地買収等を前倒しで実施してもらうことは可能か。

A：原則としては国の事業認可後に用地を取得させていただくことになります。個別の事情等がある場合は、御相談いただければ、個別に回答をさせていただきます。

【⑤新座市への質問】

Q：新座市長はこの道路計画についてどう考えているのか。

A：4車線27mの道路整備については賛成です。

早期に完成することが市にとって大きな発展につながると考えております。

県が施行するこの道路整備については、早期開通に向け市として全力で支えていきたいと考えております。

Q：用途地域の変更で準防火地域の指定をした際に既存不適格となる建物への対応は市でどのように考えているのか。

A：準防火地域指定前に建てられた建物については、準防火地域における建築制限の適合義務はありません。ただし、指定後に建て替えや増築等の建築行為を行う際には準防火地域の規制に適合させていただく必要があります。

【⑥自然環境に関すること】

Q：森や畑に道路を造ることになるが、自然環境についてどのように考えているのか。

A：新座市に配慮すべき事項等を伺った上で、今回の素案を計画しております。

今後も工事段階において引き続き市と調整しながら新たな配慮事項等があれば検討してまいります。

【⑦騒音振動に関すること】

Q：騒音などの環境基準に収まっているが、かなり家屋の近いところを道路が通る計画となっているので、特に家屋が密集している箇所については防音壁を造ってほしい。

A：予測数値は環境基準を満たしており、現時点で防音壁設置の予定はありません。ただし、道路の開通後、騒音が激しい状況があれば、その都度、対応を検討させていただきます。

Q：夜間の騒音の数値が環境基準に近い値で心配であるが、現在の数値を教えてください。

A：現況の数値については、現在道路がないところであるため、持ち合わせておりません。

<補足>環境基準について（環境省HPより抜粋）

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。

環境基本法

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

【⑧その他】

Q：住民の意見を聴く場を設けてほしい。

A：過去に県と市では6回説明会を開催し、その際いただいた御意見等も参考に今回の素案を検討してきました。また、説明会以外でも様々なお問い合わせや御意見、御質問をいただきまいました。

今後とも、用地測量や工事着手の前など事業実施段階の節目ごとに説明会を設けるとともに、個別にお問い合わせいただければ都度対応させていただくなど、皆様と情報共有を図りながら、また御意見も伺いながら進めてまいります。

Q：保谷志木線と保谷朝霞線は平行している部分がある。

保谷志木線には路線バスが運行しており、保谷朝霞線の整備によって路線バスのルートが変更になったりするのかな。

A：具体的に路線バスのルートが変更になるなどの調整はしておりません。

事業を実施していく中で、開通が見えてきた段階で、バス会社と具体的にルートの新設・変更等を調整していきたいと考えております。

Q：何度も説明会を開催しては、なかなか事業が始まらなかった。

本当に事業を実施するのか。

A：保谷朝霞線は県市ともに必要性が高い道路だと考えており、都市計画変更後は速やかに事業着手したいと考えております。

Q：現在の道路計画は自分の畑を分断するので、この道路計画の変更も反対である。

A：現在の道路計画は、当時の地形地物などを考慮して、法に基づき適切に当初の都市計画決定がなされたものであるもので、御理解いただきたいと考えております。

Q：黒目川通線の整備見通しは。

A：現時点では具体的な整備予定はありません。